

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	地籍調査事業		事業の概要	国土調査法、地籍調査作業規程準則に基づき、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量し、その成果である地籍図と地籍簿を土地所有者の閲覧と県の認証を経て、法務局・税務課に送付する。	目標指標名	地籍調査面積	
基本目標	IV 安らぎと利便性が高いまちづくり				数値目標	28.17km ²	
基本施策	1 土地利用				数値目標以外		
個別施策	3 地籍調査の推進				目標値算出の考え方	茨城県第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、令和7年度までの調査面積で考える。	
担当課	都市建設部	地籍調査課	性質別	任意的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 6 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状/事業計画	上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施した。 ・大津・平潟地区（大津町、大津町北町、平潟町の各一部）実測面積0.86km ² の認証 ・平潟〔Ⅱ〕地区（平潟町の一部）0.65km ² の測量 ・日棚〔Ⅳ〕地区（中郷町日棚の一部）0.66km ² の現地調査			上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施予定とする。 ・平潟〔Ⅱ〕地区（平潟町の一部）実測面積0.57km ² の認証請求 ・日棚〔Ⅳ〕地区（中郷町日棚の一部）0.66km ² の測量 ・日棚・松井地区（中郷町日棚、中郷町松井の各一部）0.85km ² の現地調査			上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施予定とする。 ・日棚〔Ⅳ〕地区（中郷町日棚の一部）実測面積0.68km ² の認証請求 ・日棚・松井地区（中郷町日棚、中郷町松井の各一部）0.85km ² の測量 ・上小津田〔Ⅰ〕地区（華川町上小津田、華川町下小津田の各一部）0.71km ² の現地調査		上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施予定とする。 ・日棚・松井地区（中郷町日棚、中郷町松井の各一部）0.85km ² の認証請求 ・上小津田〔Ⅰ〕地区（華川町上小津田、華川町下小津田の各一部）0.71km ² の測量 ・小豆畑〔Ⅰ〕地区（華川町小豆畑の一部）0.73km ² の現地調査		上記「事業の概要」の記載の内容を下記のとおり実施予定とする。 ・上小津田〔Ⅰ〕地区（華川町上小津田、華川町下小津田の各一部）0.71km ² の認証請求 ・小豆畑〔Ⅰ〕地区（華川町小豆畑の一部）0.73km ² の測量 ・富士ヶ丘・上小津田地区（関本町富士ヶ丘、華川町上小津田の各一部）0.89km ² の現地調査	
指標の年度ごと目標値等	0.66km ²			0.85km ²			0.71km ²		0.73km ²		0.89km ²	
事業の優先度							A+					
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	47,656千円	県補	21,777千円	35,047千円	県補	20,250千円	43,041千円	県補	22,200千円	43,041千円	県補	22,200千円
		市債			市債			市債				
		他収入	221千円		他収入	180千円		他収入	180千円			
		一財	25,658千円		一財	14,617千円		一財	20,661千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	0.66km ²		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価		前述のとおり、当事業を完了させるためには多大な時間を要することになるため、迅速かつ効率的な実施を図り、国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続きの活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入等を検討することとする。			事業の方向性		財源について		備考	
	A+					新規採択		拡大			
	平成6年度から事業を開始し、令和3年度で24.99km ² まで完了した。当事業は土地取引の円滑化、境界に関する紛争の防止及び公共事業の期間の短縮化が促進でき、課税の公平性を図ることができる。しかし、事業の進捗状況で見ると、整備計画面積115.35km ² の僅か21.66%の整備率であり、引き続き事業を推進していく必要がある。また、調査の性質上多くの時間を要することが今後の課題となる。					現状維持	○	計画通り	○		
						見直して継続		削減			
						拡充					
						改善					
						縮小					
	統合										
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----